

## 教育委員会提出議案

### 第4号議案

豊島区立教育センター処務規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和4年3月9日

豊島区教育委員会教育長 金子智雄

(説明)

令和4年度に向けて、豊島区立教育センターの分掌事務について、文言整理及び規定整備のため改正を行う。

(資料)

別添のとおり

豊島区立教育センター処務規則（昭和62年教育委員会規則第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条 略</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条 センターの担当係長の担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（8） 略</p> <p>（9） ICTを活用した日本語指導及び特別支援教育に関すること。</p> <p>（10） ICTを活用した不登校の児童及び生徒の適応指導に関すること。</p> <p>（11） ICTを活用した学校・幼稚園の学習活動の推進に関すること。</p> <p>（12） センターの庶務に関すること。</p> <p>第3条～第5条 略</p> <p>（担当課長）</p> <p>第6条</p> <p>（新設）</p>	<p>第1条 略</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条 センターの担当係長の担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（8） 略</p> <p>（9） ICTを活用した日本語指導及び特別支援教育の推進に伴う関係機関との調整に関すること。</p> <p>（10） ICTを活用した不登校の児童及び生徒の適応指導の推進に伴う関係機関との調整に関すること。</p> <p>（11） ICTを活用した学校・幼稚園の学習活動の推進に伴う関係機関との調整に関すること。</p> <p>（12） センターの庶務に関すること。</p> <p>第3条～第5条 略</p> <p>（担当課長）</p> <p>第6条 第3条第2項に規定する担当課長の名称及び担当事務は次のとおりとする。</p> <p>ICT教育推進担当課長</p> <p>（1） ICTを活用した日本語指導及び特別支援教育の推進に伴う関係機関との調整に関すること。</p> <p>（2） ICTを活用した不登校の児童及び生徒の適応指導の推進に伴う関</p>

(報告)

第6条 所長及び担当課長は、重要又は異例に属する事項は、そのつど教育部長に報告しなければならない。

(準用)

第7条 この規則で定めるもののほか、必要な事項については豊島区教育委員会事務局処務規則（昭和44年教育委員会規則第1号）及び豊島区教育委員会事務局事案の決定等に関する規程（平成17年教育委員会訓令甲第9号）の定めるところによる。

係機関との調整に関すること。

(3) ICTを活用した学校・幼稚園の学習活動の推進に伴う関係機関との調整に関すること。

(報告)

第7条 所長及び担当課長は、重要又は異例に属する事項は、そのつど教育部長に報告しなければならない。

(準用)

第8条 この規則で定めるもののほか、必要な事項については豊島区教育委員会事務局処務規則（昭和44年教育委員会規則第1号）及び豊島区教育委員会事務局事案の決定等に関する規程（平成17年教育委員会訓令甲第9号）の定めるところによる。

附 則（令和4年3月 日教委規則第●号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

○豊島区立教育センター処務規則

昭和62年9月21日

教育委員会規則第11号

改正 平成元年3月8日教委規則第1号

平成3年3月19日教委規則第4号

平成8年4月1日教委規則第2号

平成10年4月1日教委規則第3号

平成12年3月31日教委規則第19号

平成13年3月29日教委規則第18号

平成15年3月27日教委規則第4号

平成17年5月17日教委規則第21号

平成21年3月24日教委規則第8号

平成22年2月23日教委規則第3号

平成23年3月10日教委規則第3号

平成27年3月31日教委規則第12号

平成28年3月31日教委規則第7号

令和2年3月16日教委規則第7号

令和3年3月26日教委規則第5号

令和4年3月○日教委規則第○号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項及び豊島区立教育センター条例（昭和62年豊島区条例第20号）第15条の規定に基づき、豊島区立教育センター（以下「センター」という。）の組織その他必要な事項を定めるものとする。

(平22教委規則3・一部改正)

(分掌事務)

第2条 センターの担当係長の担当事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育センターの管理運営に関すること。
- (2) 日本語指導に関すること。
- (3) スクールソーシャルワーカー活用事業に関すること。

- (4) 幼児、児童、生徒及び保護者の教育相談に関すること。
- (5) 不登校の児童及び生徒の適応指導に関すること。
- (6) 特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の就学相談に関すること。
- (7) 特別支援教育に関すること。
- (8) スクールカウンセリングに関すること。
- (9) ICTを活用した日本語指導及び特別支援教育の推進に伴う関係機関との調整に関すること。
- (10) ICTを活用した不登校の児童及び生徒の適応指導の推進に伴う関係機関との調整に関すること。
- (11) ICTを活用した学校・幼稚園の学習活動の推進に伴う関係機関との調整に関すること。
- (12) センターの庶務に関すること。  
(平28教委規則7・全改、令2教委規則7・一部改正、令3教委規則5・全部改正、令4教委規則〇・一部改正)

(職員)

第3条 センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
  - (2) その他必要な職員
- 2 センターに担当課長を置くことができる。
  - 3 センターに統括指導主事を置くことができる。
  - 4 センターに指導主事を置くことができる。
  - 5 センター及び担当課長に担当係長を置くことができる。
  - 6 センター及び担当課長、担当係長に主査を置くことができる。

(平12教委規則19・全改、平13教委規則18・平15教委規則4・平21教委規則8・平22教委規則3・平23教委規則3・平28教委規則7・令2教委規則7・一部改正、令3教委規則5・一部改正)

(職員の資格及び任免)

第4条 所長及び担当課長は、豊島区教育委員会事務局課長相当職の副参事のうちから豊島区教育委員会（以下「委員会」という。）が命じる。

- 2 統括指導主事を置く場合は、委員会の統括指導主事の職にある者をもって充てる。
- 3 担当係長及び主査は、主事のうちから委員会が命ずる。

4 指導主事を置く場合は、委員会の指導主事の職にある者をもって充てる。

(平12教委規則19・全改、平13教委規則18・平15教委規則4・平21教委規則8・平22教委規則3・平23教委規則3・平28教委規則7・一部改正、令3教委規則5・一部改正)

(職責)

第5条 所長及び担当課長は、教育部長の命を受け、センターの事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 担当係長は、所長又は担当課長の命を受け、担当の事務を処理する。

3 主査は、上司の命を受け、担当係長の担当事務のうち特定の事務を処理する。

4 前3項以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(平12教委規則19・全改、平13教委規則18・平15教委規則4・平17教委規則21・平21教委規則8・平22教委規則3・平23教委規則3・平27教委規則12・平28教委規則7・一部改正、令3教委規則5・一部改正)

(担当課長)

第6条 第3条第2項に規定する担当課長の名称及び担当事務は次のとおりとする。

ICT教育推進担当課長

(1) ICTを活用した日本語指導及び特別支援教育の推進に伴う関係機関との調整に関すること。

(2) ICTを活用した不登校の児童及び生徒の適応指導の推進に伴う関係機関との調整に関すること。

(3) ICTを活用した学校・幼稚園の学習活動の推進に伴う関係機関との調整に関すること。

(令4教委規則〇・全部改正)

(報告)

第7条 所長及び担当課長は、重要又は異例に属する事項は、そのつど教育部長に報告しなければならない。

(平23教委規則3・全改、平27教委規則12・一部改正、令3教委規則5・一部改正、令4教委規則〇・一部改正)

(準用)

第8条 この規則で定めるもののほか、必要な事項に関しては豊島区教育委員会事務局処務規則（昭和44年教育委員会規則第1号）及び豊島区教育委員会事務局事案の決定等に関する規程（平成17年教育委員会訓令甲第9号）の定めるところによる。

(平3教委規則4・一部改正、平8教委規則2・旧第11条繰下、平12教委規則19・旧第12条繰上・一部改正、平15教委規則4・旧第11条繰上、平23教委規則3・旧第10条繰上・一部改正、**令4教委規則〇・一部改正**)

附 則

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月8日教委規則第1号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月19日教委規則第4号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日教委規則第3号)

この規則は公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日教委規則第19号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月29日教委規則第18号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月27日教委規則第4号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年5月17日教委規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日教委規則第8号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月23日教委規則第3号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月10日教委規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日教委規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日教委規則第7号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日教委規則第7号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日教委規則第5号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月 日教委規則第●号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。